

建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）

平成 1 9 年 4 月

東 京 都

目 次

(本文)

1	建設リサイクル法	1
2	対象建設工事	1
3	法に係る事務手続き	2
4	通知書の作成方法	8
5	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等	12

※第5項は島しょ地域で施工する建設工事についての項目です。

(様式集・記載例：届出書)

1	通知書	16
2	案内図	18

(届出（通知）済シール)

1	届出（通知）済シールの例	21
2	届出（通知）済シールの貼付箇所	22

(様式集・記載例：その他の様式)

1	その他の様式の作成方法	25
2	説明書	28
3	告知書	36
4	法第13条及び省令第4条に基づく書面	38
5	法第13条及び省令第4条に基づく書面（下請契約用）	50
6	再資源化等報告書	56

(参考資料)

1	問い合わせ先一覧	66
2	建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事	67
3	重量換算係数	68
4	建設リサイクル法と石綿の関係 Q&A	69
5	平成19年4月1日から環境確保条例（アスベスト解体工事） の様式が改正されました	71
6	アスベストを含む建築物等の解体時における規制の概要	72
7	労働安全衛生法・石綿障害予防規則の概要	73

1 建設リサイクル法

建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進し、資源の有効な利用や廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号（通称：建設リサイクル法）。以下「法」という。）が、平成14年5月30日に完全施行されました。

一定の規模以上の工事の実施に当たっては、あらかじめ都道府県知事等への通知が義務付けられるとともに、説明、告知、契約、完了報告等の事務手続きや特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務が課せられています。

本手引きは、公共工事（競争入札によるもの）の施行における、これらの法に規定する通知等の手続きに関して必要な書類作成等について解説するものです。

なお、公共工事であっても、法第11条の対象とならない場合があるので、その場合には法第10条に基づく届出が必要になります。

2 対象建設工事

法第9条第1項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号、以下「政令」という。）第2条に規定された規模以上の建設工事（以下「対象建設工事」という。）の施行に当たっては、法の規定により各種の事務手続きを行います。

なお、以下の表－1及び表－2に該当する場合に対象建設工事となります。

（表－1）対象建設工事の定義

対象建設工事の定義	①特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事であって、規模の基準以上のもの
	②その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、規模の基準以上のもの

※ コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいいます。

（表－2）対象建設工事の規模の基準

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ²
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)※1	請負代金の額※3 1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)※2	請負代金の額※3 500万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの。

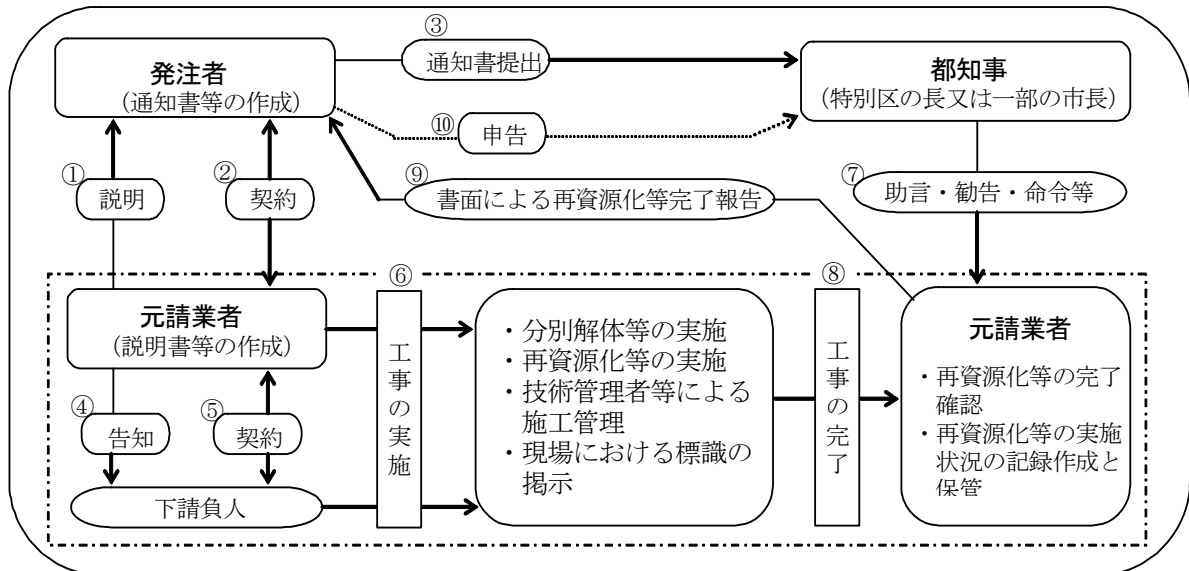
※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等。

※3 請負代金の額には消費税を含みます。

3 法に係る事務手続き

建設リサイクル法では、事前説明、工事の通知、契約、告知、再資源化等完了報告等の各種の事務手続きが義務付けられており、以下の事務の流れにより必要な手続きを行う必要があります（図－１参照）。

（図－１）法の事務の流れ



(1) 法に基づき行う事務手続き

建設リサイクル法に基づき、以下の事務手続きを行ってください。（表－３中の番号は上記の図－１の番号（①～⑩）と対応しています。）

（表－３）事務手続きの内容

番号	手続き	内 容	様 式
①	説 明	《落札者等 → 発注者》法第12条第1項 ○対象建設工事を請け負おうとする者（以下「落札者等」という。）は、「説明書」を作成し、対象建設工事を発注した者（以下「発注者」という。）と工事請負契約を締結する前までに、発注者が指定する部署へ提出する必要があります。 なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。	説明書
②	契 約	《落札者等 ↔ 発注者》法第13条第1項、第2項 ○落札者等は、工事請負契約書の作成に当たっては、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号、以下「省令」という。）第4条で定める事項を記	法第13条及び省令第4条に

		載した書面（「法第13条及び省令第4条に基づく書面」）を綴り込む必要があります。 なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。 （書面の記載事項） ・ 分別解体等の方法 ・ 解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。）※1 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ※2 なお、落札者等は、これらの費用の見積もりに当たっては、適切にその費用を算定する必要があります。 ※1 解体工事に要する費用：分別解体等の費用及び建設資材廃棄物の運搬車両への積み込みに要する費用であり、解体工事に伴う仮設費及び運搬費を含みません。 ※2 再資源化等に要する費用：特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用及び特定建設資材廃棄物の運搬に要する費用。	基づく書面
③	通 知	《発注者 → 行政庁》法第11条 ○対象建設工事の発注者は、工事に着手（※）する前にあらかじめ、当該対象建設工事を施工する区域を所管する行政庁（「建設リサイクル法に係る届出（通知）受理窓口一覧表」を参照）に「通知書」を提出する必要があります。 なお、様式は法定されていませんが、できる限り、本手引きに掲載されている様式を使用してください。 ※ 工事着手とは、一連の工事の端緒となる行為をいい、準備作業（調査、測量、草刈、生活残存物の撤去、公益企業による遮断・仮設引き込み・防護工事など）は含みません。 ○元請業者は、監督員から「通知書」の行政庁への提出を代行するよう指示された場合は、工事に着手する前にあらかじめ提出する必要があります。 ○通知に当たっては、行政庁の担当者から「届出（通知）済シール」が交付されますので、当該対象建設工事の工事請負契約を締結した相手（以下「元請業者」という。）にこれを渡し、工事現場に掲示した工事標識の余白又は空白部に貼付するよう伝えてください。この「届出（通知）済シール」は、法定された取組ではなく、都及び特定行政庁独自の取組ですがご協力をお願いします。	通知書
			届出（通知）済シール

④	告 知	《元請業者 → 下請負人》法第12条第2項 ○元請業者は、請け負った工事を他の建設業者（以下「下請負人」という。）に請け負わせようとするときは、下請契約締結前の段階で、法第12条第2項の規定に基づき、法第12条第1項に基づき行った事前説明の内容（説明書の記載事項）について、「告知書」により、下請負人に告げる必要があります。 なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。 ○元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が再下請負人に対し告知するよう指導する必要があります。 また、元請業者はその告知書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出する必要があります。	告知書
⑤	契 約 (下請契 約)	《元請業者 → 下請負人》法第13条第1項 ○元請業者は、下請負人と下請契約を締結する場合においては、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を作成し、「下請契約書」に綴り込む必要があります。 なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。 （記載事項） ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。） ・再資源化等に関する事項については、「該当なし」と記載します。 （解説） 請負者は、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」の作成に当たり、委託処理の場合は、廃棄物処理法第12条第3項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第1項第3号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第8条の4の規定により、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者と産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託契約を締結するため、再資源化等に関する事項は記載しません。 ○元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を作成し、「再下請契約書」に綴り込むよう指導する必要があります。 また、元請業者はその再下請負契約書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出する必要があります。	法第13条及び省令第4条に基づく書面

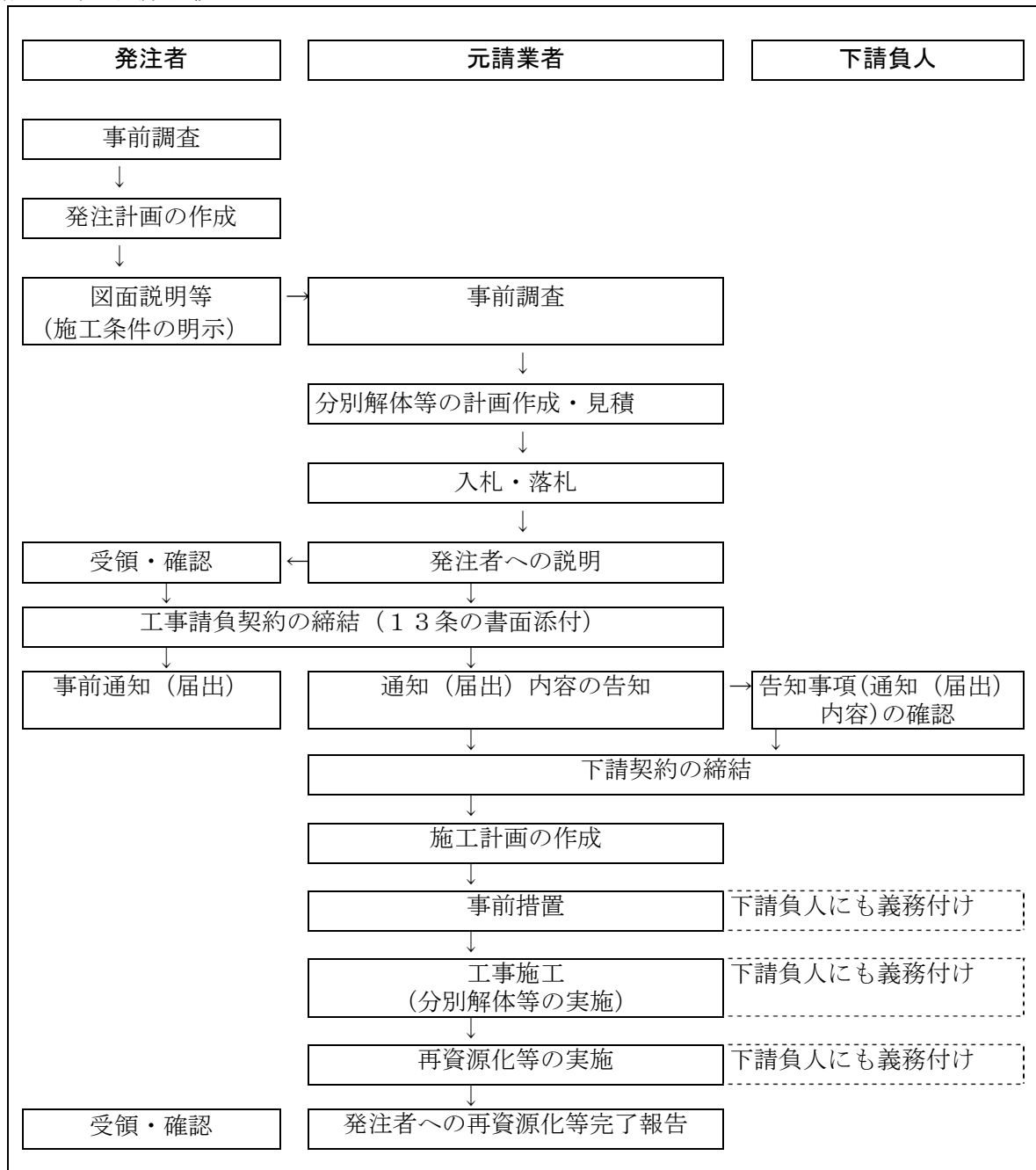
⑥	工 事 実 施	《元請業者・下請負人》 ○工事の実施に当たっては特定建設資材に係る分別解体等（法第9条）、特定建設資材廃棄物の再資源化等（法第16条）が義務付けられています。また、解体工事業者の場合は技術管理者による監督（法第31条及び法第32条）及び解体工事業者登録標識の掲示（法第33条）が、建設業者の場合は主任技術者又は監理技術者の工事現場ごとの専任（建設業法第26条）及び建設業許可標識の掲示（建設業法第40条）が義務付けられています。 なお、発注者から渡された「届出（通知）済シール」を解体工事業者登録標識又は建設業許可標識の余白又は空白部に貼付し、工事完了時にはこれを剥がし廃棄してください。これは法定された取組ではなく、都及び特定行政庁独自の取組ですが、協力をお願いします。	
⑦	助 言 勸 告 命 令	《行政庁 → 受注者》法第14条、法第15条、法第19条、法第20条、法第42条、法第43条 ○通知書を受理した行政庁等は、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、対象建設工事の受注者に対し、必要な助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収などを行います。	
⑧	工 事 完 了	《元請業者》 ○元請業者は、特定建設資材に係る分別解体等の完了の後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了を産業廃棄物管理票（マニフェスト）などにより確認してください。	
⑨	報 告	《元請業者 → 発注者》法第18条第1項 ○対象建設工事の元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を当該対象建設工事の発注者に書面（「再資源化等報告書」）で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況の記録（「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」）を作成し、これを保存する必要があります。 なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。 （報告の記載事項） ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	再資源 化等報 告書 再生資 源利用 （促進） 計画 書（実 施書）

		※「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」は、国土交通省総合政策局のホームページに掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」（クレダス C R E D A S）をダウンロードして作成することができます。 H P http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm また、（財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム」（コブリス C O B R I S）に登録された C R E D A S により作成することもできます（ただし、使用契約の締結が必要です。）。 財団法人日本建設情報総合センター（建設副産物情報センター） 電話03-3505-0410 F A X 03-3505-8872 H P http://www.recycle.jacic.or.jp/	
⑩	申 告	《発注者 → 行政庁》法第18条第2項 ○対象建設工事の発注者は、法第18条第1項に基づく元請業者から再資源化等完了報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。	

(2) 様式の入手方法

○法定様式、参考様式ともに本手引きに示すものを使用できます。 なお、各様式は、東京都都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。 H P http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html
--

(図－2) 事務手続きフロー



4 通知書の作成方法

対象建設工事の発注者は、工事に着手する前に、あらかじめ、工事の場所を所管する都又は特定行政庁に通知書を提出する必要があります。

通知書は以下のとおり作成してください。

(1) 通知書の提出部数

東京都規則に基づき、通知書の提出部数は正副の2部とします。受理後は副本を返却しますので、副本は正本のコピーで結構です。

なお、通知に当たっての手数料等は必要ありません。

(2) 通知書の構成

通知書は、以下のものを作成し綴り込んでください。

(表－4) 通知書の様式

提出書類	様式等
通知書	本手引きに示す様式
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色するなどして明示し、大きさはA4サイズとしてください。

(3) 通知書の綴り方

通知書は、以下のように綴り込んでください(図－3 参照)。

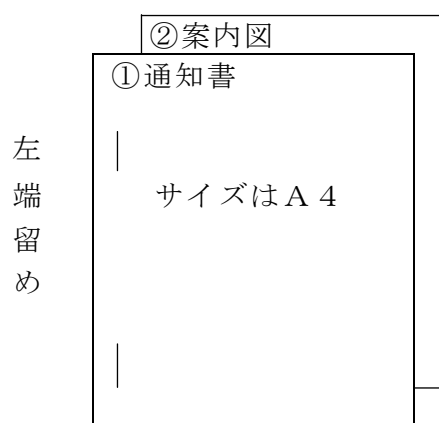
通知書等の綴り方は、

①通知書：A4

②案内図：A4

の順に綴り、左側1箇所又は2箇所を固定してください。なお、両面複写であっても差し支えありません。

(図－3) 通知書の綴り方



(4) 通知書の提出先等

次頁の「建設リサイクル法に係る届出(通知)受理窓口一覧表」を参照してください。

建設リサイクル法に係る届出（通知）受理窓口一覧表

（区部）

地域	区分	受 理 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
特別区の地域	都が受理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、都知事の事務となる場合については、都が受理	
		都市整備局 市街地建築部 建築指導課	新宿区西新宿2-8-1 (第二本庁舎3階) 03-5388-3372
	特定行政庁	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、特別区の長の事務となる場合については、工事の場所を所管する特定行政庁である各区が窓口	
	特定行政庁	千代田区 まちづくり推進部 建築指導課	千代田区九段南1-6-11 03-5211-4312
		中央区 都市整備部 建築課	中央区築地1-1-1 03-3546-5455
		港区 環境・街づくり支援部 建築課	港区芝公園1-5-25 03-3578-2312
		新宿区 都市計画部 建築課	新宿区歌舞伎町1-4-1 03-5273-3732
		文京区 都市計画部 建築課	文京区春日1-16-21 03-5803-1262
		台東区 都市づくり部 建築課	台東区東上野4-5-6 03-5246-1337
		墨田区 都市計画部 開発調整課	墨田区吾妻橋1-23-20 03-5608-6265
		江東区 都市整備部 建築課	江東区東陽4-11-28 03-3647-9743
		品川区 まちづくり事業部 建築課	品川区広町2-1-36 03-5742-6772
		目黒区 都市整備部 建築課	目黒区上目黒2-19-15 03-5722-9642
		大田区 まちづくり推進部 建築審査課	大田区蒲田5-13-14 03-5744-1615
		世田谷区 都市整備部 建築審査課（建築工事関係）	世田谷区世田谷4-21-27 03-5432-2477
		土木事業担当部 土木計画課（土木工事関係）	03-5432-2373
		渋谷区 都市整備部 建築課	渋谷区宇田川町1-1 03-3463-1211 内線2665
		中野区 都市整備部 建築分野	中野区中野4-8-1 03-3389-1111 内線5663
		杉並区 都市整備部 建築課	杉並区阿佐谷南1-15-1 03-3312-2111 内線3324
		豊島区 都市整備部 建築審査課	豊島区東池袋1-18-1 03-3981-0597
		北区 まちづくり部 建築課	北区王子本町1-15-22 03-3908-9196
		荒川区 都市整備部 建築課	荒川区荒川2-2-3 03-3802-3111 内線2842
		板橋区 都市整備部 建築指導課	板橋区板橋2-66-1 03-3579-2574
		練馬区 都市整備部 建築課	練馬区豊玉北6-12-1 03-5984-1938
		足立区 建築担当部 開発指導課	足立区中央本町1-17-1 03-3880-5111 内線2713
		葛飾区 都市整備部 建築課	葛飾区立石5-13-1 03-5654-8554
		江戸川区 都市開発部 建築指導課	江戸川区中央1-4-1 03-5662-1104
	受理		

(多摩)

地域	区分	受 理 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
多 摩 地 域	都 が 受 理	東京 都 多 摩 建 築 指 導 事 務 所	建築指導第一課 立川市錦町4-6-3 (立川合同庁舎内) 042-548-2042
		(所管範囲) 昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市、狛江市、多摩市、稲城市	
		建築指導第二課	小平市花小金井1-6-20 (小平合同庁舎内) 042-464-0009
		(所管範囲) 小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	
		建築指導第三課	青梅市河辺町6-4-1 (青梅合同庁舎内) 0428-23-3423
		(所管範囲) 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、奥多摩町、日の出町、檜原村、瑞穂町	
	特 定 行 政 庁 が 受 理	八王子市 まちなみ整備部 建築指導課	八王子市元本郷町3-24-1 042-620-7264
		立川市 都市整備部 建築指導課	立川市錦町3-2-26 042-523-2111 内線449
		武蔵野市 都市整備部 建築指導課	武蔵野市緑町2-2-28 0422-60-1874
		三鷹市 都市整備部 建築指導課	三鷹市野崎1-1-1 0422-45-1151 内線2829
		府中市 都市整備部 建築指導課	府中市宮西町2-24 042-335-4478
		調布市 都市整備部 建築指導課	調布市小島町2-35-1 042-481-7513
		町田市 都市計画部 建築指導課	町田市中町1-4-2 042-709-0594
		日野市 まちづくり部 建築指導課	日野市神明2-12-3 042-587-6211

(島しょ部)

地域	区分	受 理 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
島 し よ 地 域	都 が 受 理	都市整備局 市街地建築部 建築指導課 (所管範囲) 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	新宿区西新宿2-8-1(第二本庁舎3階) 03-5388-3372

建設リサイクル法の再資源化等が適正に行われなかった場合の申告受付窓口一覧

地域	区分	受 理 窓 口	住 所 ・ 電 話 番 号
特別 区 の 地 域	都 が 受 理	環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課	新宿区西新宿2-8-1(第二本庁舎9階) 03-5388-3589
多摩 地域		東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課	立川市錦町4-6-3 (立川合同庁舎内) 042-528-2694

「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」

工種	都知事の仕事	特別区の長の仕事
建築物の解体工事	ア 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の敷地内で施工する建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	左記の都知事の仕事に該当するもの以外の建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80㎡以上)	
建築物の新築・増築工事	ア-1 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築工事	左記の都知事の仕事に該当するもの以外の建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)
	ア-2 延べ面積が10,000㎡を超えることとなる建築物の増築工事(増築部分の床面積の合計が500㎡以上)	
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500㎡以上)	
建リ築フ物オの―修ム繕等模様替等工事	ア 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	左記の都知事の仕事に該当するもの以外の建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の修繕模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(請負代金の額が1億円以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(請負代金の額が1億円以上)	
建土築木物工以外等の工作物の工事	延べ面積が10,000㎡を超える建築物の敷地内で施工する工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)	左記の都知事の仕事に該当するもの以外の工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)

5 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等

島しょ地域で施行する建設工事に係る特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等については、法第9条及び法第16条の規定に従い適正に実施しなければなりません。

その実施に当たっての詳細については、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（以下「ガイドライン」という。）の規定に従ってください。

ここでは、ガイドラインから、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する基本的方向に関する部分を抜粋して示します。

なお、ガイドラインは、東京都都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向は、以下のとおりです。

① 対象建設工事
対象建設工事の施工に伴う特定建設資材に係る分別解体等は、解体工事の場合は、建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工し、新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する。
② 対象建設工事以外の建設工事
対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り特定建設資材に係る分別解体等を行う。
③ 適正な分別解体等
特定建設資材に係る分別解体等は、その対象となる建築物等の種類や構造等により分別解体等の技術が異なる場合があり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する分別解体等に係る施工方法に関する基準に従うとともに、建設工事に従事する者の技能、施工技術及び建設機械の機能等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により特定建設資材に係る分別解体等を行う。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向は、以下のとおりです。

① 対象建設工事
対象建設工事の施工に当たり、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等を着実に行之、建設資材廃棄物の種類ごとに分別されることにより発生した特定建設資材廃棄物について、再資源化等を適切に行う。
② 対象建設工事以外の建設工事
対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分

別解体等を行い、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施する。
③ 分別解体等困難物 法第9条の規定により正当な理由がある場合において分別解体等が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進する。
④ 再資源化の原則 島内で現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用により再資源化を行う。また、建設発生木材でこれらの方法によることができない場合には清掃施設の活用により再資源化又は縮減（建設発生木材を熱利用（回収）できない清掃施設に搬入した場合）を行う。 なお、島内で現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、清掃施設活用ができない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設・清掃施設、若しくは海面処分場において再資源化又は縮減する。

(3) その他

請負者は、建設資材の分別解体等及び発生した建設資材廃棄物の処理等の過程においては、関係法令等を遵守し、有害物質等の発生を抑制するとともに、発生した有害物質等の適正な処理を行い周辺環境への影響の防止を図らなければなりません。

また、解体工事においては調査、設計、契約、着工、施工、完了に至る一連の過程において、関係法令を遵守する必要があります。

様式集・記載例

(通 知 書)

(様式集・記載例：通知書)

1	通知書	16
2	案内図	18

通 知 書

第 号
平成 年 月 日

知事
東京都多摩建築指導事務所長
市区町村長 殿

(工事発注者) 発 注 者 名 : _____
住 所 : _____
(通 知 者) 職 ・ 氏 名 : _____ 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり
通知します。

記

連 絡 先	所 属 名				
	担当者職氏名				
	住 所				
	電 話 番 号	— — (内線)			
工 事 の 内 容	工 事 の 名 称				
	工 事 の 場 所	都道府県	市区町村		
	工 事 の 概 要	工事の種類と規模（該当事項の口欄に「レ」を付すか「■」とする）			
		☐ 建築物に係る解体工事	用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m ²		
		☐ 建築物に係る新築又は増築の工事	用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m ²		
		☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円(税込)		
	☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等()注	請負代金 _____ 万円(税込)			
工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事着工予定日：平成 年 月 日				
請 負 者	会 社 名		現場代理人氏名		
	所 在 地	〒			
	電 話 番 号	— — (内線)	F A X	— —	

※受付番号： _____

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

通 知 書

17000第 000 号

平成17年 〇 月 〇 日

工事着工日より前に通知
する年月日を記入する

〇〇区長 殿

(工事発注者) 発注者名: 東京都知事 東 太郎

住 所: 東京都新宿区西新宿2-8-1

(通 知 者) 職・氏 名: 〇〇建設事務所長 建設 一郎 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり
通知します。

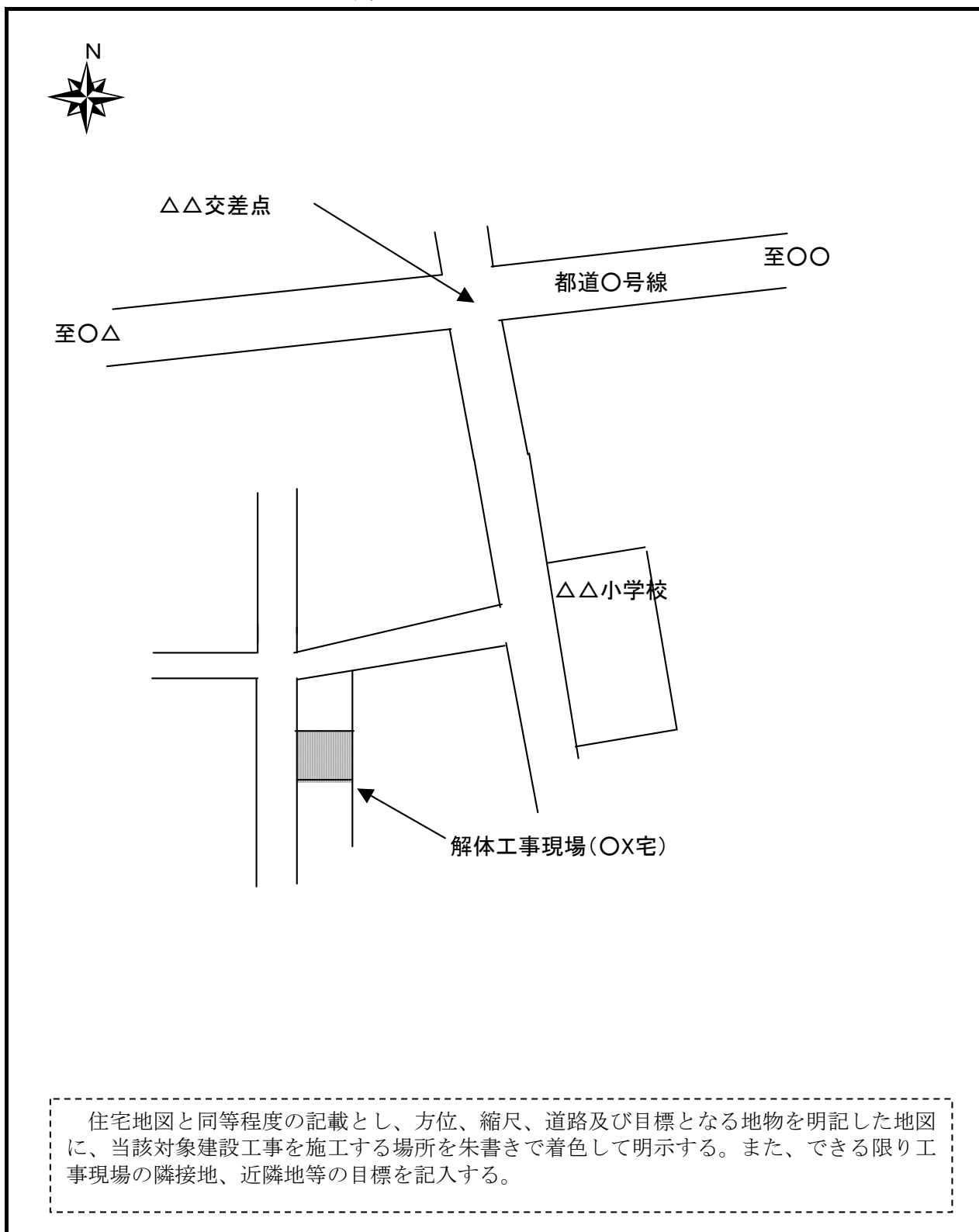
記

連 絡 先	所 属 名	〇〇建設事務所 工事課		
	担当者職氏名	監督員 工事 花子		
	住 所	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇		
	電 話 番 号	03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (内線 〇〇-〇〇〇)		
工 事 の 内 容	工 事 の 名 称	道路築造工事		
	工 事 の 場 所	東京都 〇〇区 〇〇町〇〇丁目〇〇地先		
	工 事 の 概 要	工事の種類と規模（該当事項の口欄に「レ」を付すか「■」とする）		
		□建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m ²		
		□建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m ²		
		□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円(税込)		
■建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（舗装 _____）注 請負代金 1000万円(税込)				
工 期	平成17年〇〇月〇〇日 ~ 平成18年〇〇月〇〇日 工事着工予定日：平成17年△△月△△日			
請 負 者	会 社 名	〇〇建設(株)	現場代理人氏名	シケン イチロウ 資源 一郎
	所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇		
	電 話 番 号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇)	FAX	03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

※受付番号：

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

案 内 図



届出（通知）済シール

(届出（通知）済シール)

- 1 届出（通知）済シールの例・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 届出（通知）済シールの貼付箇所・・・・・・・・・・・・22

届出(通知)済シールの例

届出（通知）をした際に、以下のような届出（通知）済シールを交付しますので、工事現場に掲示された標識に貼付してください。

（例１）

建設リサイクル法届出・通知済	
受 付 日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	

5．０～６．０ｃｍ程度

2．０～３．０ｃｍ程度

（例２）

建設リサイクル法届出・通知済	
受 付 日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	

※受注者の責任者名 _____

※受注者の連絡先 _____

注）この例以外のスタイルのシールを交付する場合があります。

届出（通知）済シールの貼付箇所

標識の余白に貼付してください。ただし、余白がない場合又は入りきらない場合は、標識様式の文字を隠さない場所に貼付してください。

1.（建設業許可業者の場合）※建設業法施行規則第25条

縦 40 cm 以上		横 40cm以上			
建設業の許可票					
		商号又は名称			
		代表者の氏名			
		主任技術者の氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証交付番号		
		一般建設業又は特定建設業の別			
		許可を受けた建設業			
		許可番号	国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号		
		許可年月日			
余 白 ※余白であれば上下左右どこでも可					
シール貼付箇所					

2.（解体工事業登録業者の場合）※建設リサイクル法解体工事業に係る登録に関する省令第8条

縦 35 cm 以上		横 40cm以上	
解体工事業登録票			
		商号、名称又は氏名	
		法人である場合の 代表者の氏名	
		登録番号	
		登録年月日 年 月 日	
		技術管理者の氏名	
余 白 ※余白であれば上下左右どこでも可			
シール貼付箇所			

注）シールは角から剥がすと剥がれやすいです。

様式集・記載例

（その他の様式）

(様式集・記載例：その他の様式)

1	その他の様式の作成方法	25
2	説明書	28
3	告知書	36
4	法第13条及び省令第4条に基づく書面	38
5	法第13条及び省令第4条に基づく書面（下請契約用）	50
6	再資源化等報告書	56

注) 別表（別紙様式1－2、別紙様式1－3、別紙様式1－4）の記入に当たり、付着物の有無の調査結果、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置について、該当する場合には、必ずその内容を記入してください。

なお、事前措置が必要な付着物等の詳細については、「アスベストをはじめとする建築物の解体等に伴う有害物質の適切な取扱いに関するパンフレット」（建設副産物リサイクル広報推進会議）を参照願います。この資料については国土交通省のホームページからダウンロードが可能です。

【国土交通省リサイクルホームページ】

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm>

(上記資料の抜粋) 付着物・有害物質等の例

		特定建設資材の付着物(※1)	事前措置が必要なもの	分別解体等が必要なもの
石綿	飛散性(準ずるものも含む)	・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール ・石綿含有煙突断熱材	・石綿含有けい酸カルシウム板(2種)（耐火被覆成形版） ・配管保温材	
	非飛散性	・ビニール床タイル		・石綿セメント板（※2） ・石綿含有けい酸カルシウム板 ・押出成形セメント板 ・住宅屋根用石綿セメント板 ・住宅外壁用石綿セメント板
	その他の付着物	・吹付けロックウール ・パーライト吹付け ・打込み木毛セメント板 ・打込み木片セメント板 ・打込み発泡ポリスチレン板 ・吹付け発泡ウレタン		
	その他		・PCB含有物(廃PCB・PCB汚染物を含むもの) ・冷凍機冷媒フロン ・冷凍機冷媒臭化リチウム ・蓄電池 ・蛍光灯	・屋根ふき材 ・畳 ・珪素・カドミウム含有石膏ボード ・その他の内装材

(※1) 建設リサイクル法で事前除去が義務付けされている付着物

(※2) 解体・改修工事等により飛散するおそれがある場合は事前措置が必要

1 その他の様式の作成方法

その他の様式については、公共工事の場合は、発注者が様式を定めている場合が多いので、その様式を使用してください。本手引きでは一般的・標準的な様式を掲載していますので、発注者の承諾が得られれば、これを使用することもできます。

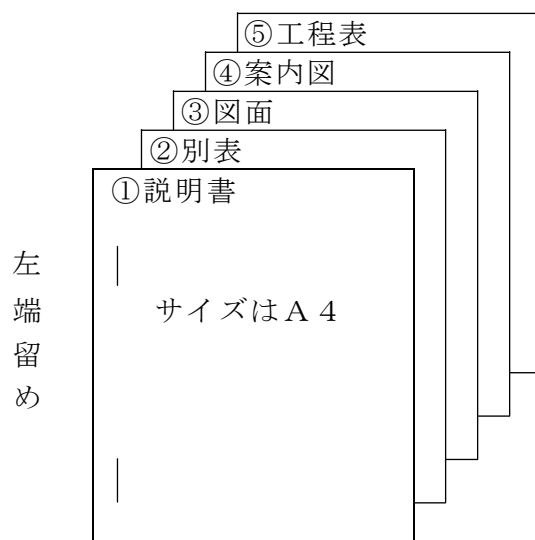
なお、その他の様式の標準的な作成の仕方を以下に示します。

(1) 説明書

(表－５) 説明書の様式及び構成

提出書類	様式等	
説明書	標準様式（別紙様式１－１）	
別 表	建築物の解体工事	標準様式（別紙様式１－２）
	建築物の新築・増築工事	標準様式（別紙様式１－３）
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	標準様式（別紙様式１－４）
図 面	建築物の解体工事	平面図・立面図・配置図等
	建築物の新築・増築工事	
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示し、大きさはＡ４サイズとしてください。	
工程表	標準様式（様式自由）	

(図－４) 説明書の綴り方

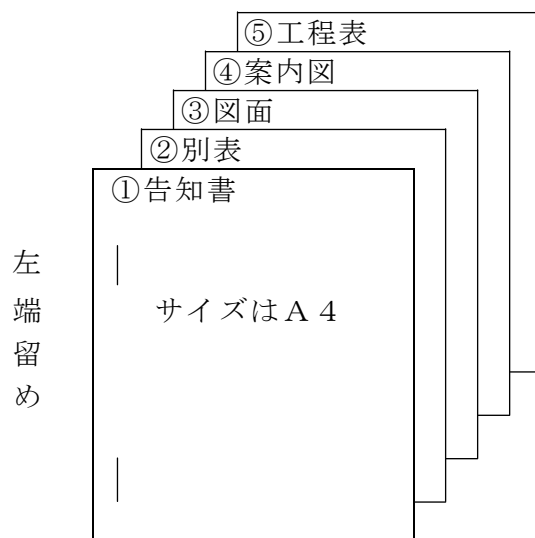


(2) 告知書

(表－6) 説明書の様式及び構成

提出書類	様式等	
告知書	標準様式（別紙様式 2－1）	
別 表	建築物の解体工事	標準様式（別紙様式 1－2）
	建築物の新築・増築工事	標準様式（別紙様式 1－3）
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	標準様式（別紙様式 1－4）
図 面	建築物の解体工事	平面図・立面図・配置図等
	建築物の新築・増築工事	
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示し、大きさはA 4 サイズとしてください。	
工程表	標準様式（様式自由）	

(図－5) 告知書の綴り方

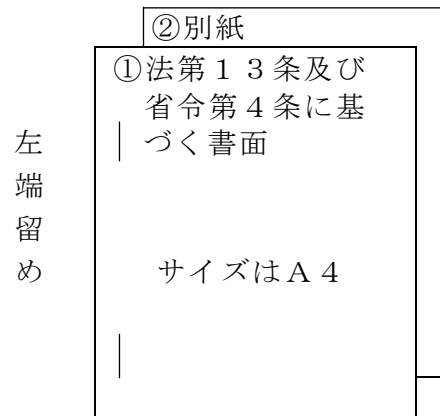


(3) 法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面

(表－7) 法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面様式及び構成

提出書類	様式等	
法第 1 3 条及び省令第 4 条に基づく書面	建築物の解体工事	標準様式（別紙様式 3－1）
	建築物の新築・増築工事	標準様式（別紙様式 3－2）
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	標準様式（別紙様式 3－3）
別 紙	別紙	標準様式（別紙様式 3 関連）

(図－６) 法第１３条及び省令第４条に基づく書面の綴り方

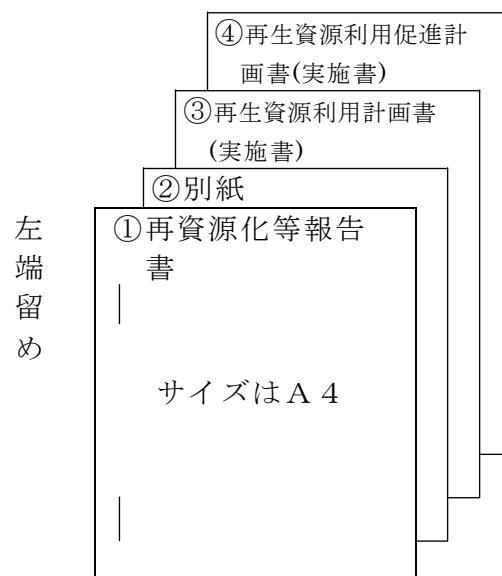


(4) 再資源化等報告書

(表－８) 再資源化等報告書の様式及び構成

提出書類	様式等	
再資源化等報告書	標準様式（別紙様式４－１）	
別紙	別紙	標準様式（別紙様式４－１関連）
添付資料	再生資源利用計画書(実施書)	標準様式（別紙様式４－２）
	再生資源利用促進計画書(実施書)	標準様式（別紙様式４－３）

(図－７) 再資源化等報告書の綴り方



説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説 明 内 容 添付資料のとおり

4. 添付資料 (該当する事項の口欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)

①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

☐別表 1 (建築物に係る解体工事)

☐別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

☐別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②図面

③案内図

④工程表

説 明 書

平成 17 年 ○ 月 × 日

(発注者)

東京都知事 東 太 郎 様

落札等の年月日

氏名 ○○建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号 ○○○- △△△△) 電話番号 ○○-○○○○-○○○○

住所 東京都 ○○区○○町○○丁目○○番○○号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の
分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 道路築造工事
2. 工事の場所 東京都△△区△△町△△丁目地先
3. 説 明 内 容 添付資料のとおり
4. 添付資料（該当する事項の口欄に、「レ」を付すか「■」にすること。）
 - ①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）
 - ☐別表 1（建築物に係る解体工事）
 - ☐別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
 - ☒別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
 - ②図面 別紙図面のとおり
 - ③案内図 別紙案内図のとおり
 - ④工程表 別紙工程表のとおり

別表 1

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他（ ）		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	残存物品の有無			
	付着物の有無			
	その他（ ）			
工事着工前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	残存物品の搬出の確認			
	その他（ ）			
工事着工の時期※		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由（ ）		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・ソクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
（注） ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備 考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表 1

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※		☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他（ ）		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築 3 0 年		
	周辺状況	住宅密集地域内で隣地境界線 1 メートル		
	作業場所の状況	狭いため隣地を使用する必要あり		
	搬出経路の状況	前面道路幅員 4 m 大型車交通不可		
	残存物品の有無	有（エアコン）		
	付着物の有無	無し		
	その他 （ 有害物質等 ）	有（〇〇〇〇）		
工事着工前に実施する措置の内容	作業場所の確保	隣地使用の承諾、道路使用許可済		
	搬出経路の確保	交通整理員の常駐、2 tトラックで搬出		
	残存物品の搬出の確認	工事施工までに搬出する旨確認済		
	その他 （ 有害物質撤去 ）	近隣対策及び諸官庁届出済、 有害物質（〇〇〇〇）撤去済		
工事着工の時期※		平成 〇〇 年 〇 月 〇 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（腐朽 ）	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
	⑤その他 （ ）	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由（ ）		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		4 0 トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		☒ コンクリート塊	2 5 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☒ 建設発生木材	1 0 トン	☒ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
（注） ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備 考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無 （修繕・模様替工事のみ）			
	その他 （ ）			
工事着工前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 （ ）			
工事着工の時期※		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容		
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	⑥その他 （ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 （注）
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	（注） ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備 考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	☒ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☒ 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況	住宅地		
	作業場所の状況	更地		
	搬出経路の状況	前面道路幅員 10 m		
	付着物の有無 （修繕・模様替工事のみ）			
	その他 （ 〇〇〇 ）	〇〇〇〇		
工事着工前に実施する措置の内容	作業場所の確保	道路使用許可済		
	搬出経路の確保	近隣住民自治会との交通整理員常駐による事前了解あり		
	その他 （ 〇〇〇 ）	〇〇〇〇		
工事着工の時期※		平成〇〇年〇月×日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容		
	①造成等	造成等の工事 ☒ 有 ☐ 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無		
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無		
	⑥その他 （ 仮 設 ）	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 （注）
		☒ コンクリート塊	30 トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☒ ⑥
		☒ アスファルト・コンクリート塊	10 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥
		☒ 建設発生木材	20 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥
	（注） ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備 考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 （解体工事のみ）※	□鉄筋コンクリート造 □その他（ ）			
工事の種類	□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他（ ）			
使用する特定建設資材 の種類（新築・維持・修繕 工事のみ）※	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
工作物に関する調査の 結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無 （解体・維持・修繕工事のみ）			
	その他 （ ）			
工事着工前に実施する 措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 （ ）			
工事着工の時期※		平成 年 月 日		
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 （ ）	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 （解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（ ） その他の場合の理由（ ）		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み（解体工事のみ）※		トン		
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの 量の見込み（全工事）並びに特定 建設資材が使用される工作物の部 分（新築・維持・修繕工事のみ） 及び特定建設資材廃棄物の発生が 見込まれる工作物の部分（維持・ 修繕・解体工事のみ）	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
	（注） ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備 考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※		□鉄筋コンクリート造 □その他 ()		
工事の種類		☒ 新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
使用する特定建設資材の種類(新築・維持・修繕工事のみ)※		☒ コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況	都道上交通量多し、民家が密集		
	作業場所の状況	工作機械の置き場所がない		
	搬出経路の状況	現況道路を使用するので特に問題なし		
	付着物の有無 (解体・維持・修繕工事のみ)	なし		
	その他 (○○○)	安全施設の設置が必要		
工事着工前に実施する措置の内容	作業場所の確保	隣接地を借用、道路占有許可済、道路使用許可済		
	搬出経路の確保	支障なし		
	その他 (○○○)	沿道住民に工事の内容を広報、周知する。		
工事着工の時期※		平成○○年○月○○日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊	1 0 トン	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☒ アスファルト・コンクリート塊	2 3 0 トン	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備 考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 告 知 内 容 別添資料のとおり

4. 添 付 資 料 (該当事項の口欄に「レ」を付すか「■」とする)

①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

☐別表 1 (建築物に係る解体工事)

☐別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

☐別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②図面

③案内図

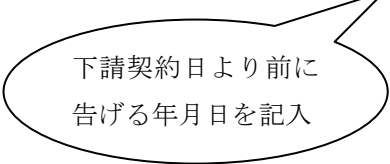
④工程表

告知書

平成17年 ○ 月 × 日

(下請負人)

株式会社 ○○工業 様



下請契約日より前に
告げる年月日を記入

氏名 ○○○建設株式会社 東京支店長 解体 進
(郵便番号○○○-○○○○) 電話番号 03- ○○○○ - ○○○○
住所 東京都○○区○○町○○丁目○○番○○号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 工事の名称 道路築造工事
2. 工事の場所 東京都△△区△△町△△丁目地先
3. 告知内容 別添資料のとおり
4. 添付資料 (該当事項の口欄に「レ」を付すか「■」とする)
 - ①別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - ☐別表1 (建築物に係る解体工事)
 - ☐別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - ☒別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
 - ②図面 別紙図面のとおり
 - ③案内図 別紙案内図のとおり
 - ④工程表 別紙工程表のとおり

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付するか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額) _____ 円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) _____ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※ 2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(腐朽)
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額）

〇〇〇〇〇〇 円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

〇〇〇〇〇〇 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※ 2、4については、「工事請負契約書」の3（契約金額）のうち書きである。

別 紙
(書ききれない場合は別紙に記載)

(別紙様式 3-1 関連)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(書ききれない場合は別紙に記載)

記載例

(別紙様式 3-1 関連)

[illegible]

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

な し

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額） _____ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※ 4については、「工事請負契約書」の3（契約金額）のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他 (仮 設)	その他の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

な し

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

〇〇〇〇〇〇 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※ 4については、「工事請負契約書」の3（契約金額）のうち書きである。

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

(別紙様式 3-2 関連)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊	〇〇興業(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
アスファルト・コンクリート塊	〇〇建材(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
建設発生木材	日本〇〇(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
建設発生木材	〇〇ボード(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
	再資源化等施設は、設計図書に記載された地域を参考とする。	

※ 選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額) _____ 円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) _____ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※ 2, 4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付するか「■」とする)

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設 仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

な し

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) _____ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※ 2, 4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

別 紙

(別紙様式 3-3 関連)

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊	株〇〇産業	東京都△△区△△ー△△
コンクリート塊	株□□工業	東京都〇〇市〇〇ー〇〇
アスファルト・コンクリート塊	〇〇興業(株)	東京都□□市□□ー□□
アスファルト・コンクリート塊	△△△△	東京都〇〇市〇〇ー〇〇
建設発生木材	〇〇チップ工場	東京都△△市△△ー△△
	再資源化等施設は、設計図書に記載された地域を参考とする。	

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額） _____ 円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 該当なし (記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 該当なし (記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額）

〇〇〇〇〇〇 円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額）

な し

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額）

な し

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込みに要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

〇〇〇〇〇〇 円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込みに要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし
(記載しない)

再 資 源 化 等 報 告 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

6. 添付資料 (該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)
 - ☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
 - ☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

再資源化等報告書

平成17年〇月〇日

(発注者)

東京都知事 東 太郎 様

氏名 〇〇建設株式会社 東京支店長 解体 進
 (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 〇3 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
 住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、
 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 道路築造工事
2. 工事の場所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目地先
3. 再資源化等が完了した年月日 平成17年〇〇月△△日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊	(株)〇〇産業	東京都△△区△△-△△
アスファルト・コンクリート塊	〇〇工業(株)	東京都□□市□□-□□
アスファルト・コンクリート塊	△△△△	東京都〇〇区〇〇-〇〇
建設発生木材	(株)▽▽センター	東京都▽▽市▽▽-▽▽

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 □□□□□□ 万円(税込み)

6. 添付資料(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
 ■再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

別 紙
(書ききれない場合は別紙に記載)

(別紙様式 4－ 1 関連)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

(書ききれない場合は別紙に記載)

記載例

(別紙様式 4-1 関連)

[illegible]

様式1 再生資源利用計画書(実施書) ー建設資材搬入工事用ー

1.工事概要

発注機関名

発注機関コード*1

発注担当者チェック欄

担当者

TEL

()

請負会社名

建設業許可 または 解体工事業登録

大臣 知事

号

請負会社コード*2

会社所在地

TEL FAX

()

()

記入年月日

H. 年 月 日

工事責任者

調査票記入者

工事名

工事施工場所

都 道 市 区 府 県 町 村

住所コード*4

工事種別コード*3

請負金額

千 百 十 億 億 億 億 万 万 万 万 1万円未満四捨五入

0,000 円 (税込み)

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

千 百 十 億 億 億 億 万 万 万 万 1万円未満四捨五入

0,000 円 (税込み)

再資源化等が完了した年月日

平成 年 月 日

建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい

建築面積

延床面積

構造 (数字に○をつける)

使用 (数字に○をつける)

階 数

地上 階

地下 階

1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造 5.木造 6.その他 1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 4.店舗 5.工場、作業所 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他

2.建設資材利用計画(実施)

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

※解体工事については、建築面積をご記入いただくなくても結構です。

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)					左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)					再生資源		
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第一位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所※	住所コード *4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) 小数点第一位まで (注1)	利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他の建設資材	木材			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
	アスファルト混合物			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他の建設資材	土砂			締めm ³							締めm ³	%
				締めm ³							締めm ³	%
	合計			締めm ³							締めm ³	%
	砕石			m ³							m ³	%
				m ³							m ³	%
	合計			m ³							m ³	%
	塩化ビニル管・継手			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
	石膏ボード			トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他の建設資材	その他の建設資材			トン							トン	%
	合計			トン							トン	%

- コード*5
コンクリートについて
1.生コン 2.無筋コンクリート二次製品 3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他
木材について
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン
3.細粒度アスコン 4.開粒度アスコン
5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石、自然石 6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管 2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード*6
アスファルト混合物について
1.表層 2.基層
3.上層路盤 4.歩道
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用 6.水面埋立用
7.ほ場整備(農地整備)
8.その他(具体的に記入)
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他(具体的に記入)
塩化ビニル管・継手について
1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケ-ブル用
4.農業用 5.設備用 6.その他
石膏ボードについて
1.壁 2.天井 3.その他
その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

- コード*7
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場(陸上)
3.他の工事現場(海上)
4.再資源化施設
・土質改良プラント
5.ストックヤード
6.その他

- コード*8
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

- コード*9
コンクリートについて
1.再生生コン 2.再生無筋コンクリート二次製品 3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他
木材について
1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン
3.再生細粒度アスコン 4.再生開粒度アスコン
5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

裏面にもご記入下さい

再生資源利用計画書（実施書） ー建設資材搬入工事用ー

記載例

別紙様式4-2

表面

1.工事概要

発注機関名 東京都〇〇〇建設事務所

発注機関コード*1 8 3 4 7 0 0

発注担当者チェック欄

請負会社名 (株) 〇 〇 〇

建設業許可または解体工事業登録 東京都 〇〇〇〇〇〇 号 8 1 0 0 0

会社所在地 東京都〇〇〇区〇〇ー〇ー〇

TEL 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記入年月日 H. 〇 年 〇 月 〇 日

工事責任者 〇 〇 〇 〇

調査票記入者 〇 〇 〇 〇

工事名 〇 〇 道路改良工事

工事施工場所 東京都 千代田市 〇〇〇〇地先

工事概要等 延長 300m, 切土 3000m³ 道路盤工 5600m³, 路盤工 1050m³, 舗装工 570m³

工事種別コード*3 B-1

請負金額 〇,〇〇〇 円 (税込み)

工期 平成 14 年 7 月

再資源化等が完了した年月日 平成 14 年 5 月 30 日

建築面積 〇 〇 〇 〇 m²

延床面積 〇 〇 〇 〇 m²

階数 〇 〇 〇 〇

地上階 〇 〇 〇 〇

地下階 〇 〇 〇 〇

構造 (数字に〇をつける) 1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造 5.木造 6.その他

用途 (数字に〇をつける) 1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 4.店舗 5.工場、作業所 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他

※解体工事については、建築面積を御記入いただくなくても結構です。

2.建設資材利用計画 (実施)

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでく 桁間違い、単位の違いに注意 請負金額>処理費用 択一

建設資材 (新材を含む)					再生資材の供給元					(再生資材を利用した場合に記入してください)					再生資源
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量 (A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称		供給元種類	施工条件	再生資材の供給元場所住所		住所コード	再生資材の名称	再生資材利用量 (B)	利用率	
特定建設資材	コンクリート	1		トン									トン	%	
				トン									トン	%	
				トン									トン	%	
		合計		トン									トン	%	
	コンクリート及び鉄から成る建設	1		トン									トン	%	
				トン									トン	%	
				トン									トン	%	
		合計		トン									トン	%	
	木材	1		トン									トン	%	
		2		トン									トン	%	
				トン									トン	%	
		合計		トン									トン	%	
その他の建設資材	アスファルト混合物	1	(20)	トン	〇〇道路 (株) 〇〇工場		2	1	川口市〇〇地先			1	トン	%	
		2	(20)	トン									トン	%	
				トン									トン	%	
		合計		トン									トン	%	
	土砂	2		2	〇〇道路改良工事		2	1	川越市〇〇地先			2	締めm ³	%	
		3		4	現場内利用		1	1	現場内利用			3	締めm ³	%	
		8		1									締めm ³	%	
		合計											締めm ³	%	
	砕石	1	C40~0	1	〇〇 (株) 〇〇工場		1	1	上尾市〇〇地先			1	m ³	%	
		2	M40~0	2	〇〇 (株) 〇〇工場		3	1	〇〇 (株) 〇〇工場			2	m ³	%	
		1	C40~0	1	現場内利用		1	1	現場内利用			1	m ³	%	
		合計											m ³	%	
	その他 (再生資材のみ記入)			トン									トン	%	
				トン									トン	%	
				トン									トン	%	
		合計		トン									トン	%	

コード*5
コンクリートについて
1.生コン 2.無筋コンクリート二次製 3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製 2.その他
木材について
1.木材 (ボード類を除く 2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン
2.密粒度アスコン (開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)
3.細粒度アスコン 4.アスファルトモルタル
5.加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.クラッシャー 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石
5.くり石、割くり石 6.その他
その他について (再生資材の名称を具体的に記入)

コード*6
アスファルト混合物について
1.表層 2.基層
3.上層路盤 4.歩道
5.その他 (駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用 6.水面埋立用
7.ほ場整備 (農地整備)
8.その他 (具体的に記入)
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他 (具体的に記入)
その他について (利用用途を具体的に記入)

コード*7
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場 (陸上)
3.他の工事現場 (海上)
4.再資源化施設
5.ストックヤード
6.その他

コード*8
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
1.再生生コン 2.再生無筋コンクリート二次製 3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.再生有筋コンクリート二次製 2.その他
木材について
1.再生木材 (ボード類を除く 2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン
2.再生密粒度アスコン (開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む) 記入してください。
3.再生細粒度アスコン 4.再生アスファルトモルタル
5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.再生クラッシャー 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい
4.その他
その他について (再生資材の名称を具体的に記入)

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材 (製品) の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材 (製品) の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画(実施)

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

コード*14(コード*13で「8.建設発生土受入地」を選択した場合のみ記入)

1.山砂利等採取跡地 2.池沼等の水面埋立 3.谷地埋立 4.農地受入 5.その他

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用 促進率 (%)				
		用途 コード*10	②利用量 小数点第一位まで	うち現場内改良分 小数点第一位まで	減量法 コード*11	③減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件 の内容 コード*12	搬出先場所住所※	住所コード *4	千	百	十	搬出先の種類 コード*13		受入地の用途 コード*14	④現場外搬出量 小数点第一位まで	うち現場内改良分 小数点第一位まで	⑤再生資源利用促進量 (注2)
資材廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン	トン	トン	%
	建設発生木材 (木材が廃棄物になったもの)	トン	トン	トン		トン	搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン	トン	トン	%
	その他がれき類	トン				トン	搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
建設廃棄物	建設発生木材 (伐木材、除根材など)	トン	トン	トン		トン	搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン		トン	搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン	トン	トン	%
	建設混合廃棄物	トン	トン	トン		トン	搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン	トン	トン	%
	金属くず	トン					搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	トン					搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン					搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン					搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	紙くず	トン				トン	搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	アスベスト (飛散性)	トン					搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物 ()	トン					搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物 ()	トン					搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間							km		トン		トン	%
	第一種建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第二種建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第三種建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第四種建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
浚渫土	地山m ³		地山m ³	地山m ³			搬出先1 搬出先2	公共 民間 公共 民間						km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
合計	地山m ³		地山m ³	地山m ³										km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	

コード*10
1.路盤材
2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却
2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は「表11」参照のこと)

再生資源利用促進	最終処分場・その他
1.他の工事現場(内陸・公共・民間を含む) 2.中間処理施設(焼却以外)・土質改良プラント 3.売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、 代金を得た場合) 4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている 場合) 5.他の工事現場(海面埋立、海岸、海浜事業を含む)	6.最終処分場(海面処分場) 7.最終処分場(内陸処分場) 8.建設発生土受入地 9.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定) 10.中間処理施設(焼却) 11.その他(具体的に記入)

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
(コード*13)が1.~5.の合計

場外搬出量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい

再生資源利用促進計画書（実施書） ー建設副産物搬出工事用ー

裏面の建設廃棄物（建設発生土を除く）の
再資源化等に要した費用、および、再資源
化等の完了日を記入

記載例 別紙様式4-3

裏面

1.工事概要 表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画（実施） 現場内利用の欄には、発生量（掘削等）のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

単位に注意

コード*14（コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入）

1.山砂利等採取跡地 2.処分場の覆土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用 促進率 (2)+(3)+(5) (%)
		②利用量	③現場内 改良分	④減量化 量	搬出先名称	区分	施工条件の 内容	搬出先場所	住所コード	運搬距離 km	搬出先の 種類	受入地 の用途	④現場外搬出量	⑤再生資源 利用促進量 (注2)	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	100 トン	1 トン	30 トン	搬出先1 ○○リサイクル(株) ○○工	公共 民間	1	○○区○○地内	*4	1	km	2	トン	70 トン	100 %
	建設発生木材 (木材が廃棄物になったもの)	10 トン			搬出先2 ○○リサイクル(株) ○○工	公共 民間	1	○○区○○地内		2	km	2	トン		
	アスファルト、 コンクリート塊	300 トン			搬出先3 ○○リサイクル(株) ○○工	公共 民間	1	○○区○○地内		2	km	2	トン		
建設廃棄物	建設発生木材 (伐木材、除根材など)	10 トン			搬出先1 ○○クリーンセンター	公共 民間	1	御蔵島村○○ ⅴⅴ番地		1	km	2	トン	8 トン	80 %
	建設汚泥	800 トン		3 トン	搬出先2 ○○ 中間処理施設	公共 民間	1	○○区○○ⅴⅴ地内		9	km	9	トン		
	建設混合廃棄物	30 トン			搬出先3 ○○ 中間処理施設	公共 民間	1	○○区○○ⅴⅴ地内		9	km	9	トン		
	金属くず	10 トン			搬出先1 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	○○区○○地内		4	km	2	トン	260 トン	33 %
	廃プラスチック	2 トン			搬出先2 ○○リサイクルセンター	公共 民間	3	○○区○○地内		1	km	7	トン		
	紙くず	1 トン		1 トン	搬出先3 ○○リサイクルセンター	公共 民間	3	○○区○○地内		1	km	7	トン		
	アスベスト (飛散性)	1 トン			搬出先1 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○×地内		1	km	2	トン	30 トン	100 %
	その他の分別 された廃棄物	1 トン			搬出先2 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○×地内		1	km	2	トン		
					搬出先3 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○×地内		1	km	2	トン		
					搬出先1 ○○金属(株)	公共 民間	3	○ⅴⅴ区○○地内		3	km	3	トン	10 トン	100 %
建設発生土	第一種建設発生土	2000 地山m ³			搬出先1 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○○地内		1	km	2	トン	2 トン	100 %
	第二種建設発生土				搬出先2 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○○地内		1	km	2	トン		
	第三種建設発生土	1700 地山m ³	3 地山m ³	700 地山m ³	搬出先3 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○○地内		1	km	2	トン		
	第四種建設発生土				搬出先1 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○×地内		1	km	2	トン		
	浚渫土				搬出先2 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○×地内		1	km	2	トン		
	合計	3700 地山m ³	700 地山m ³		搬出先3 ○○リサイクルセンター	公共 民間	2	ⅴⅴ区○×地内		1	km	2	トン		
					搬出先1 ○○処分場	公共 民間	3	○×区○○地内		1	km	7	トン	0 トン	0 %
					搬出先2 ○○処分場	公共 民間	3	○×区○○地内		1	km	7	トン		
					搬出先3 ○○処分場	公共 民間	3	○×区○○地内		1	km	7	トン		
					搬出先1 ○○工事	公共 民間	1	○×区○○地内		1	km	7	トン	0 トン	0 %

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他（具体的に記入）

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他（具体的に記入）

コード*12
施工条件について
1.A指定処分（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13（詳細は「表-4」参照のこと）
再生資源利用促進
（再生利用された場合）
1.他の工事現場（内陸：公共、民間を含む）
2.再資源化施設（土質改良プラントを含む）
3.有償売却（工事請負会社が建設副産物を売却し、
代金を得た場合）
4.建設発生土ストックヤード（再利用工事が決まっている
場合）
5.海面埋立事業（海岸、海浜事業含む）

最終処分場・その他
（処分された場合）
6.最終処分場（海面処分場）
7.最終処分場（内陸処分場）
8.建設発生土ストックヤード（再利用工事未定）
9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間
処理施設
10.その他（具体的に記入）

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
（コード*13）が1.~5.の合計

参 考 資 料

(参 考 資 料)

1	問い合わせ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
2	建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事・・・・・・・・	67
3	重量換算係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
4	建設リサイクル法と石綿の関係 Q & A・・・・・・・・・・	69
5	平成19年4月1日から環境確保条例（アスベスト解体工事） の様式が改正されました・・・・・・・・・・	71
6	アスベストを含む建築物等の解体時における規制の概要・・・・・・・・	72
7	労働安全衛生法・石綿障害予防規則の概要・・・・・・・・・・	73

問い合わせ先一覧

① 法全般に関すること 東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物係 (都庁第二本庁舎21階) 電 話 03-5321-1111 内線 30-235～6 F A X 内線 65-351 直 通 03-5388-3231 F A X 03-5388-1351
② 解体工事業者登録（建設業許可）に関すること 東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査第一係（都庁第二本庁舎3階） 電 話 03-5321-1111 内線 30-661 F A X 内線 65-356 直 通 03-5388-3353 F A X 03-5388-1356
③ 通知（届出）・分別解体等に関すること 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課指導係（都庁第二本庁舎3階） 電 話 03-5321-1111 内線 30-745 F A X 内線 65-356 直 通 03-5388-3372 F A X 03-5388-1356 ※ 具体的な通知（届出）等に関することは、各地域を所管する特定行政庁に問い合わせるものとし、その窓口は「建設リサイクル法に関する届出（通知）受理窓口一覧表」を参照されたい。
④ 申告・再資源化等に関すること (特別区の地域・島しょ地域) - 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課規制監視係 (都庁第二本庁舎9階) 電 話 03-5321-1111 内線 42-871～3 F A X 内線 65-381 直 通 03-5388-3589 F A X 03-5388-1381 (多摩地域) - 東京都多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導係 (立川合同庁舎内) 直 通 042-528-2694 F A X 042-522-9511

都庁住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

(建設リサイクル法関係機関ホームページアドレス)

① 東京都都市整備局建設リサイクルホームページ 東京都建設リサイクル指針、法の解説、Q & A、各種様式等を掲載 H P http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html
② 東京都環境局建設リサイクル法ホームページ 申告先、建設発生木材の再資源化施設リスト等を掲載 H P http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/ken-lecy/index.htm
③ 国土交通省建設リサイクルホームページ 法律、Q & A、都道府県の実施指針や問い合わせ窓口一覧等を掲載 H P http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm

○建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事

<凡例>○：請け負うことができる
×：請け負うことができない

既取得許可区分 解体工事（解体工事を含む工事） の種類及び元請工事の受注条件			とび・土工工事業者	土工工事業者	建築工事業者	その他の 専門工事業者	解体工事業 登録業者
①工作物の解体等を行う工事（②～⑥を除く）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	×	○
		500万円以上	○	×	×	×	×
②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事 ※1）※5）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	×	○
		500万円以上	×	○※7）	×	×	×
③総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事 ※2）	請負代金の額	500万円未満※5）	○	○	○	×	○
		500万円以上	×	○※7）	×	×	×
④総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事 ※1）※5）	請負代金の額	1500万円未満又は150㎡未満の木造	○	○	○	×	○
		1500万円以上又は150㎡未満の木造以外	×	×	○※7）	×	×
⑤総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事 ※3）	請負代金の額又は延面積	1500万円未満又は150㎡未満の木造※6）	○	○	○	×	○
		1500万円以上又は150㎡未満の木造以外	×	×	○※7）	×	×
⑥主たる専門工事により生じる附帯的な解体工事を含む工事（①～⑤を除く）※4）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	○	○
		500万円以上	×	×	×	○※7）	×

※1）例えば、複数の種類の専門工事で構成されている建設工事に解体工事がある場合

※2）例えば、幹線道路上の立体交差の解体など、総合調整が必要な解体工事

※3）例えば、高層ビルの解体など、総合調整が必要な解体工事

※4）請け負った建設工事（主たる専門工事+附帯的な解体工事）は、「建築物等を除却するための解体工事」に該当しないため、業登録は不要。なお、下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

※5）この工事中の解体工事を下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

※6）現状としてこれに該当する工事はほとんどないと考えられる。

※7）解体工事（②④⑥の工事の場合はこれに含まれる解体工事）を自ら施工する場合は、500万円以上のときは建設業法第26条の2に規定する技術者を置くことが必要。また、下請施工させる場合は、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

④に該当する建設工事についての留意事項

- ・500万円未満の解体工事①を下請させる場合、当該下請工事の受注者は、登録免除許可業者又は登録業者であることが必要となる。
- ・500万円以上の解体工事①を下請させる場合、当該下請工事の受注者はとび・土工工事業者であることが必要となる。

<具体例>

工事の種類	請負代金の額	元請業者	専門工事	施工金額	下請させる場合の業者
倉庫の建築一式工事（解体工事あり）	1300万円	登録免除許可業者 又は登録業者	解体	600万円	許可業者
倉庫の建築一式工事（解体工事あり）	1300万円	登録免除許可業者 又は登録業者	解体	300万円	許可業者・登録業者
（参考例） 倉庫の建築一式工事（解体工事なし）	1300万円	誰でも可	空調設備設置	600万円	許可業者

重量換算係数表

単位：トン/m³

		荷積み状態での換算値		実体積による換算値
		建設廃棄物処理ガイドライン値 注1)	参考値	参考値
建設 泥 土		1. 2 ～ 1. 6	1. 4	1. 4
コ ン ク リ ー ト 塊		(建設廃材)	1. 8 注2)	2. 3 5 (無筋)
アスファルト・コンクリート塊		1. 6 ～ 1. 8	1. 8 注2)	2. 3 5
建設 発 生 木 材		0. 4 ～ 0. 7	0. 5	—————
建設混合 廃 棄 物	新 築	—————	0. 3 1 注3)	—————
	木 造 解 体	—————	0. 8 1 6	—————
砕 石		—————	—————	2. 0 注4)
廃 プ ラ ス チ ッ ク		0. 1 ～ 0. 3	0. 2	—————
紙 く ず		—————	—————	0. 5
ア ス ベ ス ト		—————	0. 2 5	—————
金 属 く ず		1. 4 ～ 2. 0	1. 5	—————

注1) 「建設廃棄物処理ガイドライン」(厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修)による値。

注2) これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

注3) 建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会の調査結果(H2. 9. 30)、木造解体は「関東木造建設解体業連絡協議会」の調査結果(H3. 3. 4)による。

注4) 盛土状態での換算値。「道路橋示方書・同解説」((社)日本道路協会)等による値。

建設リサイクル法と石綿の関係 Q & A

① 石綿等の有害物質は事前調査の対象となるか？

施行規則第2条第1項第1号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査に関し、「吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。」と規定されている。

また、「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」（建設リサイクル法実務手続研究会編著。以下「工事届出等の手引」という。）では、届出書の別表中の付着物の欄に吹付け石綿等の付着物の有無を記入し、その他の欄に、建築物解体時に有害物質の発生がある場合には、種類、発生箇所等を記入することとしている。

有害物質の例としては、工事届出等の手引に記載している通り、変電施設、PCB使用トランス、PCB含有シーリング材、CCA等の防腐・防蟻材、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿、特定建設資材に付着していない飛散性の石綿、非飛散性であるが適切な作業基準による措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿等が考えられる。

以上を踏まえ、石綿等の有害物質は事前調査の対象となると解釈するのが妥当である。

なお、石綿障害予防規則では、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、当該調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査をしなければならないこと（ただし、石綿等が使用されているものとみなして必要な措置を講ずるときはこの限りでない。）が規定されており、石綿等の使用の有無を確実に調査することが求められている。

石綿障害予防規則に係る事前調査を行う場合には、（社）日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（平成17年4月）に石綿の使用部位や石綿含有建材等が示されているので、これを参考にすることが可能である。

② 付着物とは？

「付着物」とは、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ビニール床タイル等の特定建設資材に付着したものをいい、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿は含まない。

③ 石綿等の有害物質は事前措置の対象となるか？

施行規則第2条第1項第3号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前措置に関し、「付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。」と規定されている。

また、工事届出等の手引では、届出書の別表中のその他の欄に、付着物や有害物質が存在する場合の対処方法等を記入することとしている。

事前措置としては付着物の除去、特定建設資材に付着していない飛散性の石綿の除去、PCB使用機器の適正処理等に限られるものとして取扱い、工事着手前に除去する必要

のない非飛散性の石綿などの有害物質の除去等は含まないと解釈するのが妥当である。

④ 飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に係る法律は？

飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等の際の飛散防止やばく露防止その他必要な措置を規定する法律としては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び同法に係る都道府県の条例、廃棄物処理法等（以下「石綿関係法令」という。）があり、飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等並びに収集・運搬及び処理に当たっては、これらの関係法令を遵守して行う必要がある。

なお、石綿関係法令の具体的規制内容については、別紙「表1」を参照。

⑤ 飛散性及び非飛散性の石綿の除去や取り外し等に当たっては、石綿関係法令を遵守して行わなければならないが、その結果、建設リサイクル法の施行規則第2条第3項に規定する施工順序どおりに施工できない場合、同項のただし書き「ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。」に該当するか？

該当する。

⑥ 建築物の解体工事等に係る石綿の取扱いについては、建設業労働災害防止協会や都道府県等が定める各種のマニュアル等において、石綿含有成形版等は湿潤化した上で手作業で取り外し等を行うよう示されており、作業に当たっては、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をしなければならないが、この仮設置及び安全管理に関する根拠法令は？

労働安全衛生法及び同法に係る諸規則に基づき、適正に、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をする必要がある。

⑦ 解体工事により発生した石綿含有成形版等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び指定都市等の条例並びに指針類などの規定による。

また、石綿含有成形板等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合があるので、その場合には当該受入基準等に従う必要がある。

平成19年4月1日から環境確保条例（アスベスト解体工事）の様式が改正されました

東京都環境確保条例等が改正され、平成19年4月1日から特定粉じん排出等作業にかかる届出様式が改正されました。

これまで使用してきた条例の第35号様式及び第35号様式の2を改正して、新たに第35号様式とするものです。

1 届出様式

工事内容		様式	大気汚染防止法	環境確保条例
			様式第3の4	第35号様式
吹付け石綿の使用面積	15㎡以上		○	○
	15㎡未満		○	
吹付け石綿、保温材等が使用されている建築物の延べ面積又は工作物の築造面積	500㎡以上		○	○
	500㎡未満		○	

※「大気汚染防止法 様式第3の4」に変更はありません。

※当分の間、旧様式で作成した書類でも必要事項が記載されていれば受理します。

2 届出窓口

工事の場所	工事の規模	届出窓口
23区（特別区）	すべての工事	各区の環境主管課
八王子市	すべての工事	八王子市環境部環境保全課
その他の市	延べ面積が500㎡未満の建築物 築造面積が500㎡未満の工作物	各市の環境主管課
	延べ面積が500㎡以上の建築物 築造面積が500㎡以上の工作物	東京都多摩環境事務所環境改善課
西多摩郡の町村	すべての工事	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ	すべての工事	東京都環境局環境改善部大気保全課

※ 八王子市内の届出は、すべて八王子市になりました。

3 届出の時期及び部数

工事施工開始日の14日前までに、「2」の届出窓口に2部提出してください。

※ 東京都へ届出する場合は知事、区役所・市役所の場合は区長・市長あてになります。

※ 環境確保条例の届出は、大気汚染防止法の届出と同時に提出してください。

問い合わせ先

東京都環境局環境改善部大気保全課	新宿区西新宿2-8-1	電話 03-5388-3492
東京都多摩環境事務所環境改善課	立川市錦町4-6-3	電話 042-523-3171

アスベスト等を含む建築物等の解体時における規制の概要

表1

解体等の対象 実施事項		石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等			備考	
		1 石綿等が吹き付けられた建築物等		2 石綿等が張り付けられた建築物等（粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの）		3 1, 2以外の建築物等
		耐火又は準耐火建築物	その他			
事前調査		○	○	○	○	石(3,8 条)厚通知(H17.6.22 基安化 0622001)
飛散防止対策掲示		○	○	○	○	厚通知(H17. 8.2 基安発 0802003)
		○	○	○		大則(16 条の 4)
作業計画の作成		○	○	○	○	石(4 条)
計画の届出		○				安衛則(90 条)
作業の届出			○	○		石(5 条)
		○	○	○		大(18 条の 15)
作業者への特別教育		○	○	○	○	安衛則(36 条)、石(27 条)
作業主任者の選任		○	○	○	○	安衛則(16 条)、石(19 条)
作業基準	隔離	○	○			石(6 条)
		○	○	△(作業方法による)		大則(16 条の 4)
	前室の設置	○	○	△(作業方法による)		大則(16 条の 4)
	作業場の負圧確保	○	○	△(作業方法による)		大則(16 条の 4)
	湿潤化等	○	○	○	○	石(13 条)
		○	○	○		大則(16 条の 4)
	除去後飛散抑制措置	○	○	○		大則(16 条の 4)
保護具の着用		○	○	○	○	石(14,44～46 条)
作業者以外立入禁止				○		石(7 条)
関係者以外立入禁止		○	○	○	○	石(15 条)
注文者の配慮		○	○	○	○	石(9 条)
		○	○	○		大(18 条の 19)

- ※ 1 備考の欄の 安衛則は労働安全衛生規則、石は石綿障害予防規則、大は大気汚染防止法、大則は大気汚染防止法施行規則、厚通知は厚生労働省通知をそれぞれ指す。
- ※ 2 都道府県または市町村によっては、石綿等を含む建築物等の解体等工事に際し、条例により独自の規制を設けている場合があるので、留意する必要がある。
- ※ 3 作業基準は、建築物等に含まれる石綿等の種類によって異なるので、詳細は別途、各所管（各都道府県大気汚染防止法担当部局・労働基準監督署）と協議する必要がある。
- ※ 4 大気汚染防止法に基づく作業の届出は、現在のところ建築物のみが対象だが、平成18年2月10日に改正公布された大気汚染防止法により、その他の工作物についても対象とされることとなり、公布の日（平成18年2月10日）から8ヵ月以内に施行される予定。
- ※ 5 石綿等が張り付けられた建築物等（粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの）の解体に対する大気汚染防止法の作業基準では、掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で、石綿を含有する建築材料を除去する場合、表中△印の措置について、簡素化可、又は不要の場合がある。

建築物等の解体等に係る主な対策

事前調査 (石綿則3条)	あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、結果を記録する。 調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿の使用の有無を分析調査し、結果を記録する。ただし、石綿が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はない。
作業計画 (石綿則4条)	あらかじめ、作業に従事する労働者へのばく露対策等を盛り込んだ作業計画を作成した上で、作業を行う。
届出 (安衛則90条、石綿則5条)	①耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに「建設工事計画届」を所轄労働基準監督署長に届け出る。 ②石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業及び①以外の吹付け石綿の除去作業については、工事開始前までに「建築物解体等作業届」を所轄労働基準監督署長に届け出る。
隔離・立入禁止 (石綿則6条、7条、27条)	①吹付け石綿の除去を行うときは、作業場所を隔離する。 ②石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の除去を行うときは、作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示する。また、特定元方事業者は、請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じる。 ③その他の石綿使用建築物等の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示する。
湿潤化 (石綿則13条)	石綿を湿潤な状態のものとする。
保護具 (石綿則14条、44条～46条)	①労働者に呼吸用保護具、保護衣等を使用させる。 ②保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。
作業主任者 (石綿則19条、20条)	必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等を行わせる。
特別教育 (石綿則27条)	解体等の作業に従事する労働者に、必要な知識を付与するための法定の特別教育を行う。

建築物の解体等の発注時における措置

情報の提供 (石綿則8条)	解体工事等の発注者は、工事の請負人に対し、建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努める。
注文者の配慮 (石綿則9条)	解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等について、法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する。

その他、石綿取扱い作業時の措置

洗浄設備 (石綿則31条)	石綿取扱い作業に労働者を従事させるときは、洗顔、洗身又はうがいの設置、更衣設備及び洗濯のための設備を設ける。
容器等 (石綿則32条)	①石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、石綿の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示する。 ②石綿の保管については、一定の場所を定めておく。 ③石綿の運搬、貯蔵等のため使用した容器又は包装については、石綿の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておく。
喫煙等の禁止 (石綿則33条)	石綿取扱い作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を作業場所の見やすい箇所に表示する。
掲示 (石綿則34条)	石綿取扱い作業場には、石綿の取扱い上の注意事項、使用すべき保護具等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。
作業記録 (石綿則35条)	石綿取扱い作業場で常時作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに、従事作業の概要、作業従事期間等の事項を記録し、30年間保管する。
測定 (石綿則36条)	石綿取扱い作業場について、6月以内ごとに1回、定期に、石綿の空気中における濃度を測定し、30年間保存する。
健康診断 (石綿則40条～42条)	石綿取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、業務経歴の調査、胸部エックス線直接撮影による検査等の項目について医師による健康診断を行い、石綿健康診断個人票を作成し、30年間保存する。
健康診断結果報告 (石綿則43条)	定期の石綿健康診断を実施したときは、石綿健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出する。
事業廃止時の報告 (石綿則49条)	石綿取扱い事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書に、石綿則35条の作業記録、36条の測定記録、41条の石綿健康診断個人票を添えて、所轄労働基準監督署長に提出する。

建築物に吹き付けられた石綿の管理

事業者の責務 (石綿則10条1項)	労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、吹付け石綿の除去、封じ込め、固い込み等の措置を講じる。
建築物貸与者の責務 (石綿則10条2項)	事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、1項と同様の措置を講じる。